

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改正案	現行
<p>（所掌事項）</p> <p>第2条 運営審議会は、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第2条第1号及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第2条第8号に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例の規定により運営審議会の権限に属するものとされた事項のほか、次に掲げる事項を審議して答申する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。</p>

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p><u>（第19条第8号の規定による特定個人情報の提供）</u></p> <p>第26条 <u>第21条（第1項を除く。）から前条までの規定は、第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「別表第2に掲げる」とあるのは「第19条第8号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第22条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供</u></p>	<p>〔新設〕</p>

の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第2項中「法令」とあるのは「条例」と、第24条中「情報提供等事務（第19条第7号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第19条第8号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第27条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第3項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 〔略〕

〔同左〕

第26条 〔同左〕

2 〔略〕

【施行期日】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年5月30日）